

『防長風土注進案』「風俗」の項にみる村の「二年」（除正月）

金 谷 匡 人

本稿は、前々稿および前稿（『山口県文書館研究紀要』第三九・四〇号）に引き続き、『防長風土注進案』（以下「注進案」）の「風俗」の項に記載された内容から、江戸時代後期の人々の生活ぶりやものの考え方に分け入ることを目的とする。村人たちの年間の行事のうち正月を除く二月から十二月までを扱うが、稲作や麦作に関する農耕儀礼については別稿としたい。本稿でもちいる月日や暦については、前稿を参照していただきたい。

江戸時代の後半は当局からの風紀の引き締めが強く、贅沢品の禁止や過度の贈答の禁止など、多くの法令が出された。たとえば、「御書付後規要集」（『山口県史料 近世法制編下』、山口県文書館）五一一「覚」は、はやく明和四年（一七六七）に雛道具、端午の兜鍬、破魔弓、羽子板、子供の遊び道具から女中の衣類の模様、履き物、魚や野菜まで制約を加えており、文化五年（一八〇八）にはさらに詳細に婚礼や仏事の料理の品数、歳祝い・雛・昇・破魔弓や手毬等の贈答の範囲や雛の寸法にまで制約が及んでいた（「同」五一二）。「注進案」の提出時期にも同様のものがたびたび発せられており、天保十三年（一八四二）には盆踊りを含む祭祀行事までもが大きな制約を受けることになったが、このことは、人々の生活に少なからず影響を与え、「注進案」の記述にも大きな影を落としている。とくに「風俗」の項は、そのことを念頭において味わう必要がある。

なお、「注進案」の各村の記載は一樣ではなく、地域性や精粗・ばらつきがある。それらを考慮の上で、前稿・前々稿同様、「風俗」の項における用例のみから推察できる記述にとどめた。底本は前稿同様、当館が昭和三十五年度から三十九年度にかけて刊行した『防長風土注進案』巻一（巻二十一）を用いた。本文中「 」内の引用部分に続く（ ）等の番号は、「第十五巻に収載の村番号六の村」（この場合は舟木村）を意味する。村の一覧（番号との対照表）については最後に一括した。

二月

【初之朔日・ならび朔日・はじまり朔日・一日（ひてえ）正月・田朔日】

二月一日には防長でも地域によってさまざまな異称があるが、いずれも休息し、あるいは氏神に詣った。また「若餅」（年末につく餅に対し、正月になってからつく餅）をつき、雑煮を炊いて一日だけの正月を祝った。

なぜ二月朔日に正月の祝いをするのか定かでないが、広く行われた習慣であった。「望（もち）の正月」（暦年の最初の満月をもって年を迎えるとする考え方に基づく正月）を基準とすれば、最初にやってくる朔日が二月一日だから、この日を特別な日として祝ったのだろうか。大島宰判西方村（ ）では、この日を「初之朔日」とよんでいる。以下にこの日のさまざまな呼称について挙げておく。

《初之朔日》 この言い方は一例のみである。

〔二月朔日 初之朔日と唱神仏ヲ拜シ休息仕候〕（ ）

《並び朔日・并朔日・双朔日》 山代宰判、熊毛宰判・都濃宰判の村々ではこの言い方が優勢である。

〔二月朔日、並朔日と唱へ神詣地下役座組相親類へ勤合仕候〕(49)

《始まり朔日》 上関宰判の村々ではこの言い方がされている。

〔二月朔日、始り朔日迎神仏へ参詣杯仕候〕(54)

《一夜正月》 熊毛宰判の三丘のうち清尾村での例。

〔二月朔日ハ一夜正月又ハならひ朔日と号し氏神参詣相済し休息仕候〕(718(3))

《一日(ひてえ)正月》 一日(ついたちでなく、いちにち)のことを、防長で「ヒテエ」という。この言い方は、三

田尻宰判・美祿宰判・前大津宰判・当島宰判にみえる。一日だけ祝う正月の意か。

〔一日正月 二月朔日若餅を搗ぎ雑煮を焚て神を祭り、氏神詣などして終日遊ぶもの多く御座候事〕(96)

《田朔日》 前大津宰判に二例みえる。なぜこうよぶのかは不詳。

〔二月朔日を田朔日又一日正月と申休日、此日若餅を搗候〕(198)

この日は一日休息する村がほとんどだが、緩く仕事をしたり、下男たちは朝のうちに藁仕事を終え、四つ時から休息することもあった。そのことを、「朝作り」と称した。

〔二月朔日を双朔日と申、農家之下男朝作りと申候て牛綱其外藁仕事、四ツ時より休足仕候事〕(84)

【灸すえ日】

二月二日と八月二日を灸をすえる日とする風は全国的に見られるが、「注進案」の記載は長門部に偏している。これらの日はまた、下男の出代わりの日でもあった。(十二月【出代り】参照)

〔二月) 二日下男出代り、同日灸日と申灸治仕候者多御座候〕(2010)

〔灸日 八月二日灸治仕候者多御座候〕（2012）

なお、灸治は人間だけでなく馬に対しても行われ、これを「馬灸」「馬灸治」といった。馬灸は三田尻宰判の村々では、講（死会講、前々稿参照）の中で協力して行われていた。馬灸が決まった日に行われていたかは、これらの記述からは不明である。

〔此死会講と申ハ葬式のみニ拘らず、家の棟上ケ馬灸等独り手ニ不相成事ハ助け合因ミ申事ニ御座候〕（916）

【初午（はつうま）】

二月の最初の午の日に各地の稲荷社に参詣する風習をいい、京都の伏見稲荷大社をはじめ、近世の江戸でも盛んであった。「注進案」にも数例がみえているが、必ずしも稲荷信仰とは関係がなく、農事に引き寄せた牛馬安全や豊作祈願を主としたものもあったようである。

〔同月（二月）初の午の日はつ午祭とて稲荷祭り市中ハ挑灯杯を燈し候〕（616）

〔二月初午の日観音参詣人多く有之、馬頭観音などいふ名の有故にや、尤上方江戸にても初午ハ大家の諸屋鋪町々に至る迄専に稲荷の御神を齋き奉りて豊作を禱るといへり、されは農家にてハ稲荷大明神則五穀の祖神にておハしませは、是を祭て年穀の豊熟を祈奉るべきこと也〕（201）

また、下関今浦開作では、この日、舞の師匠が弟子を集めて、教えた芸を演じさせること（舞いざらい）が行われ、また戯狂言（おどけきょうげん。祭の余興に演じた芝居。初午狂言）が行われた。

〔初午祭とて毎年五軒屋子供芸子中打寄、舞さらへ或は戯狂言杯仕来候事〕（169）

【涅槃（ねはん）】

涅槃は二月十五日、釈迦の入滅を追悼して行なう法会をいい、禪宗や浄土宗を中心とする寺では涅槃図をかかげて回向をおこなった。民俗行事としては、夕方から各家の門口や墓所、畠のへりで松明を点して釈迦へ手向ける送り火とし、子供たちは各家から米をもらい歩き、これを飯や粥に炊いて食べたり、握り飯にして配り返したりした。

〔涅槃 同（二月）十五日は寺々には釈尊入滅し玉ふ絵像を懸廻向、夕方には送り火とて家々の門口に檜にて拵へたる明松を焚、西之方を伏拝ミ、夜中は男女共寺院参詣して市中賑ハしき日也、又此日近辺の子供数多出、門口より釈迦の米を下さるへしと乞ひ手の内を貰ひ受、是を集めて粥を焚仏前二備へ申候事〕⁽⁹⁶⁾

〔二月十五日〕暮方童子等浜辺二出群集して長サ六尺はかりの竹の先に炭俵又薦など巻付、是に火をかけヲシヤカノシヤカノプリンボウとおのおの大音にて唱へ、互ニ劣らしと焼立申候、何とも事跡ハ分り不申候得共、是ハ釈迦入滅の葬火の昔をしたひ候事共歟と相聞へ申候〕⁽¹⁶⁹⁾

この日、米をもらい歩いた主体として、「下賤の子供」の例がある。毎年のことではなかったようだが、来たときは呪言を唱えて勸進を迫ったようである。この時期は、食糧の不足しがちな頃である。

〔涅槃（中略）下賤之子供年二寄り戸口ニ来り口々に、御釈迦さまの勸進米をくれんものハ箸て家を造て、味噌て壁を塗て、雨か降りやへたへた、風か吹きやはたはたと唱へ、右供米を貰ひ歩行粥を焚き釈尊へ備へ給候事〕⁽⁹⁶⁾

また、この行事に「とんど」が習合した例がある。これについては前稿を参照。

〔彼岸（春・秋）・時正（じしよう）〕

現在は、春分の日・秋分の日を中日とし前後三日ずつを併せた七日間をそれぞれ春の彼岸、秋の彼岸というが、これは天保十四年十二月改暦の「天保暦」以降の暦によるもので、「注進案」の提出が始まった天保十二年（一八四一）ころ使われていた暦（寛政暦）では、春の彼岸は春分から数えて六日前が入り、春分の翌日が明けであり、秋は秋

分の前日に入り、秋分より六日目に明けた（『国史大辞典』「彼岸」の項による）。「注進案」の提出時期はこれら双方の暦にまたがっており、記事中の「彼岸」には一定の注意が必要である。

この期間は僧侶に対する施行を行う日でもあったようで、齋（とき）米や銭を持って旦那寺へ参り、寺では説法が行われた。また親戚間の仏壇に参ったり、団子を作って仏前に供えるところもあった。

また、彼岸の期間中にある、今でいう春分の日・秋分の日は太陽が真東から昇って真西に沈み、昼夜の長さが等しいので「時正」ともいった。当島宰判河島庄では、春の時正に施行が行われた。

なお、春秋の彼岸は太陽暦由来のもので現行暦では三月二十日前後と九月二十三日前後にはほぼ固定されるが、旧暦では二月と八月にあたるが多かった。

〔春秋彼岸中二は旦那寺え齋米相備仏参并親類間内仏等え札参仕合申候〕（19）

〔時正 春分の中也、前後七日之間寺院彼岸と号し仏事を専に取行ひ、在家にても多くハ仏に供し僧に施行仕候故、在方よりも此節を目途に僧侶乞食の類多く出萩仕候と相見へ候事〕（20-1）

【社日（じゃにち）】

社日は春分と秋分に最も近い、その前後の戊（つちのえ）の日をいう。土地神をまつて、春には豊作を祈り、秋には収穫を感謝する日であった。氏神等で通夜を行うところもあった。

〔二八月両度の社日には明神社をいて終日終夜五穀成就の祈祷仕地下中参り申候〕（14-10）

〔二月社日にも盲僧を当家へ申請田作豊饒の祈祷仕牛王を調是を家別へ配り苗代田へ立置申候〕（15-18）

【上巳(じょうし)・桃の節句】

三月の節句は上巳・桃の節句ともいい、農家にとつては割と休息しやすい時期である。「注進案」にも、奴僕にいたるまで一日休息する、女子出生の家は紙雛・京雛を飾る、徳利に桃花を立て神に供える、神棚へ神酒・菱餅を供える、近族を招き酒販饗応する、親類等からは紙雛・酒・芝肴などを贈る、氏神・旦那寺へ参詣する、親類知音へ廻礼・勤め合いをする、などといった記述が多い。画一的で、地域等におけるバリエーションの希薄な行事である。標準的な例をあげる。

〔三月三日〕女子出生之家ニは紙雛ヲ飾リ桃ヲ立、神酒菱餅御膳等ヲ備へ、有余之家ニは近族ヲ招キ軽キ酒飯饗応之仕、招かれし者よりも紙雛一樽芝肴等分限相応之品を遣し初雛を祝申候、尚其外草餅等親子兄弟近族間取遣り仕候者も有之候得共、困窮之者ニ至り候ては其儀迄は行届不申、只一統氏神旦那寺え参詣親類知音上巳之祝儀として廻礼勤合計ニ御座候(一一)

また、三月の節句に、男子出生の家に天神像を贈ることが一例だけみえる。五月の節句の時期は農家にとつて忙しい時期であったから、節句勤めをしない村も多く、その場合、三月の節句に男女共に雛を祝う風は他地にもみられた。

〔三月節句に親類朋友ともより初雛を祝候て遣ハシ候事は、上分銀拾四五匁位の人形、或は酒式三升又ハ生肴など取遣仕候、中巳下右に準し身分相応の音信贈答仕来候、男子にハ又初天神と申候て、下り人形の鋸屑を以て造りて胡粉膠をもて彩色したる天神の像をつかはして雛のことに祝ひ申候〕(21-15)

なお、「節句」は本来の意味からすれば「節供」であるが、いま慣用に從つて本稿の本文では「節句」を用いる。

《山登り・花見・遊山》

春の特定の日に馳走持参で仲間揃って近くの山に登り、終日遊び暮らす行事を花見・遊山などといい、「注進案」には具体的な日取りはみられないが、全国的には三月三日の節句の日ないし四月八日の卯月八日（うづきようか）の日であることが多い。他の民俗事例から、防長の場合は三月三日、すなわち上巳の節句の日の行事であった。

〔遊山 春分朋友之者申合せ酒肴を携へ、近辺見晴しの山に登り遠近の風景を眺望して、心を慰むる者も間々有之申候事〕（96）
〔春分花見遊山等是不仕候〕（55）

これらの例の「春分」は春分の日のことではなく、春分（はるぶん）、すなわち春の時分という意である。

《磯遊び》

三月の節句は潮がよく引くところで、磯の口明けとしていいる地方も多い。山登りと同様、この日は潮干狩りに興じる日でもあった。

〔三月三日上巳と申、（中略）男女汐干二貝拾ひ仕もの御座候〕（59）

〔三月三日〕草餅を以菱餅を造り桃花を雛え備へ、或ハ汐干二行て海草小貝等采申候〕（620）

《農神苗代へ出る》

堀村（徳地宰判）では、農神（作神）は冬の間は家にいて春に田に出、十月のいのこの日にまた戻ると認識されていたようで、次のような記載がみられる。同様な考え方は広く行われていた。

〔三月三日〕天気なれ八万作とて万歳を誦ふ、此日ヨリ農神苗代へ出給ふとて朝御酒御饌を奉る、是より十月の亥の子に帰り給ふと云ふ〕（11-18）

《源平遊》

今浦開作（吉田宰判）ではこの日、下関伊崎浦から伝わった行事として、男子が紅白の二手に分かれて旗を奪い合う源平合戦をおこなった。この地方独特の行事のようである。

〔三月〕朔日より男子有家々八門ト毎に赤白の旗を立、三日ニ至れ八相互に筋ヶ浜に持出シ、白ハ源氏として小筋の山際ニ陣を取、赤ハ平家として大筋山上ニ陣を取初メハ角力杯取戯れ遊べるが、終ニハ双方押別れ一時にドツト鯨波を上ケ、篠竹或ハダンヂク（中略）の類を持って打合戦ふ事しはらく不止、危き時ハ大人出て是を助け又勇るもあり、互ニ押寄欠廻り、負たる方の旗を取り其日の勝利とす、此事伊崎浦より移り来る古事ニて、当所ハ赤旗の方ニ続たる地なれハ赤旗を立来候事〕
(16-9)

【八十八夜・名残の霜】

八十八夜は立春から八十八日目の夜の夜をいう。このころが霜の降りる最後となるので、「名残の霜」ともいい、麦田に霜除けの笠を儀礼的に出したという。これ以後、農家では種蒔きの季節となる。

〔此月（三月）八十八夜御座候、節之狂ひニよりてハ四月にも御座候、其夜ハ麦田ニ古キ笠を出す、是ハ此夜名残之霜降り申候ニ付右之霜を除け候との申伝ニて古来より之之習せニて御座候〕
(17-8)(4)

四月

【灌仏会（かんぶつえ）】

釈迦の誕生日（四月八日）に修する法会をいう。花御堂をつくって誕生仏を安置し、甘茶をそそぎかけて供養する行事。手習いをしている子供は、この甘茶で墨をすると上達するとし、また悪虫を避けるまじないにこの水で呪文を書いて逆さまに貼るといふ。

〔灌仏 四月八日は釈迦の誕生日として、寺々には花御堂之中誕生仏を安置して小柄杓にて甘茶水をそゞき礼拝す、亦手習ひする子供参詣して甘茶水をもらひ、其水にて手習權古する習せにて御座候事〕（96）

〔四月八日諸寺院灌仏会、甜茶水を造り釈迦の銅像誕生仏に浴し、上覆の屋根に花を摘井へ人をして参詣せしめ、又在家の男子此水を取帰り糞虫をさくる呪として、あら玉の卯月八日ハ吉日よかミ下ケむしを成敗そすると云文句を此水にて書付ケ、水走りの所又ハ不浄の所に逆さまに張置く事也〕（201）

【薬師縁日】

四月八日はまた薬師の縁日でもあり、休息して参詣する村も多かった。

〔四月八日当市中二有之候薬師如来縁日二付、近在近郷より参詣之者夥敷候得とも、山中之義故格別売買交易等は無之、村中一統参詣仕休息仕候〕（87）

〔四月八日は大概紙職相仕廻、薬師とて休息す〕（1118）

【麦うらし】

麦が熟し、麦刈りの前祝いをすしや鯛で行い、また田の植え付けを前に嫁や奉公人が親元に帰って休息することを「むぎうらし」といった。また、次の二例目にみられる「オイコト餅」は「追事餅」であろうか。近畿地方から中国地方にかけて、春の節日に餅をついたり野山に行ったりして一日を遊ぶこと（春ごと）を「追事（おいこと）」といった。

〔麦熟し 四月麦熟前、鯛之取れる頃ゆへ鯛を麦藁鯛と唱、求め酢食を拵へ親類間招き合、給へ候て麦を誉め混納植付前之骨つきを致候事〕（911）

〔四月麦熟しとて婦人など八身元へ行、下男下女八宿下り五六日休息仕候、又オイコト餅とて家毎に餅を搗候こと先年まで八家毎に仕候を老人は覚居候へとも当時ハ稀に仕候〕（916）

五月

【端午の節句】

五月五日頃は麦の混納から田植えといった農繁期にあたり、節句の祝いをしない村も多かった。「注進案」もほぼ画一的な記述であり、おこなったとしても幟や吹貫をたてる、軒に菖蒲を葺く、菖蒲酒を供える、笹粽（笹巻）を作って配る、男子出生の家へ武者人形（甲冑人形）や太刀・鎗・馬飾りを贈り、またそれらを飾る、といったところである。標準的な例をあげる。

〔五月端午は農業混雑の折柄二候得ば佳節勤相無之〕(33)

〔端午 五月五日菖蒲に蓬を添て家々の屋ノ上に葺き、笹巻を神々え備へ節句礼廻り仕候、初端午の家には武者絵又は定紋杯之昇吹貫を建、床には祝ひ呉れし武者人形鐘長刀等之細工物を飾り、近所親類因間笹巻を配り申候、来客えは身分相応二酒肴を差出、賑く心祝ひ仕候事〕(96)

《凧揚げ》

端午に子供たちが凧揚げをする例が上関宰判に二つみえる。凧揚げは正月の遊びとして行うのが一般的だが、全国的には、端午の節句に揚げる例も多い。馬島(620)ではこの日、船遊びもおこなっている。

〔五月五日遊日、(中略) 此頃童とも凧を揚候、凧ハ春のものと承り候得共、同村ニては端午を以て揚日と定候〕(615)

【田植え、しろみて、どろおとし】

田植えは農家にとって最大の行事であるといつてよからう。これが終わるまでは安堵できなかった様子は、前々稿において例示したあいさつ、

〔植付相調へ一村相済候へば泥落としと申候て一日あて休息仕、尚又植付相済安堵被致候半と挨拶して組合又ハ懇意間ハ互に参り合申候〕（21-13）

にみてとれるところである。しかし、それはまた、虫除け・風除け等のあらたな祈りの始まりでもあった。ここではごく簡単に五月の農作業をたどっておく。

田植えは前々稿でみたように、組のてまがえ（労働交換）によるユイ（共同作業）で行われることが多く、また早乙女を傭ったり家族だけで植える（ひとり植え）場合もあった。植え付けは夏至ないし半夏（半夏生。夏至から十一日目、現在の七月二日頃）までに行うところが多く、一村が植え終わることを「うえみて（植満、うへ満）」「さのぼり（作上り）」「作り上り」「植上り」などといった。

一村が植え終わると庄屋・畔頭に届け出を済ませたのち、氏神に詣り、神樂を奏し、小麦団子を作って食べ、一日休息した。これを「しろみて（代満、代充、代口満、代呂満、しろ満）」「どろおとし（泥落、どろ落、土落）」または「膝いやし（膝癒）」などといった。「さのぼり」「しろみて」については、植え終わることをいう場合もあるし、またその後の祝い、休息のことをいう場合もある。「どろおとし」には田植え後の休息という意味あいが強いようである。また田植え後に下男・下女に四、五日休暇を与え、実家に帰すことを、「しろみて」「どろおとし」とよぶところもあった。

なお、田植えが終わったあと、氏神において早乙女や村役人らが通夜・宮籠もりを行い、翌日に泥落としを行うところもあった。

【五月の禁忌】

五月の農繁期には、さまざまな禁忌がみられる。たとえば端午の節句には牛を使わない村が多く、女性が牛の作業に関与することや、屋根葺き・機織りを忌む村もあった。牛に關しては、激しい農作業を前に、休息させる意味あいが強かったと思われる。

〔五月端午（中略）田方植付仕向時ニは候得共牛を遣ひ不申候〕（32）

〔禁する物ハ五節句にハ牛を仕わす、婦人に鋤真鍮牛馬の道具を運せず、五月節入より植仕廻迄ハ機を織らず屋襦を葺かず、犯す者有時ハ其過料トして氏神え王子の舞を献し風雨順時を祈らしむ〕（176）

これらの禁忌を破ると天候が不順となるとされ、違反者は瓢箪をかつがせて牛に後ろ向きにのせ、郡境まで送るといった罰を与えるところもあった。

〔五月之節ハ機を織す村中ニ若織ものあれハ片雨片早有りとして忌之来り候〕（152）

〔端午夏越に牛を不遣、若誤て遣ひ候時は其村凶事有とて是を制申候〕（153）

〔此日牛を仕ひ候へは天気片くわに成と申つかい候事を堅く禁し候、若犯者有之候へは瓢をかつかせ牛の背に倒乗して郡堺迄送ると申伝候、すべて五月中牛に具をかけ川を渡し候ことを忌ミ申候〕（198）

これらの禁忌は、五月が正月・九月と並んで忌み月とされ、慎み過ごすことを旨とした名残であろうか（後述【正五九月】を参照）。

六月

【氷室の祝い】

六月一日を「氷の朔日」などといい、氷餅などを祝って食べる風は全国的なものであった。古く宮中で、氷室から

出し宮中に献上された氷を臣下に下賜したことにちなむという。防長では「氷とかし」ともいうが、この語は「注進案」にはみえない。

〔氷室 六月朔日氷室之代りに氷餅を神々へ備へ、家内にて給申候て暑気をまぬかる習せて御座候事〕(96)

〔六月朔日には家毎に氷餅を少々宛戴き申候、是ハ氷室の貢物の心ばえを於下二ても乍恐学び候由に相聞へ申候〕(91.19)

大島宰判や当島宰判などでは、村によつてこの日を惣どろおとしと定め、つとめあい休息する風もみられた。

【山上講・山上祭】

山上講(行者講)は、本来は大和国金峰山にある蔵王権現に参詣する信者の集団をいうが、三田尻宰判において行われていた山上講(山上祭)は六月六日、講中が高挑燈をともして宮市天満宮の山上の山神(役行者)に参詣する行事であつた。防長の他地方には類例がみえない。

〔山上講 六月六日役行者講人数集り村々にて高挑灯を灯、螺貝を吹鈴を振、山上詣致候者も御座候事〕(93)

〔山上祭 同六日山上祭りとして夜中軒毎に挑灯を灯し、其所彼所には仕来り之講組有りて寄集り、役ノ行者之絵像を床に懸けて置、心経を唱へ酒飯など認終り、山上大権現と書たる高挑灯を灯し弊を持鐸をふり螺貝を吹、天満宮境内有之山上の岩屋に詣テ、替る替る心経を読誦し参詣之もの多、夜中賑ハしく御座候事〕(96)

【祇園祭礼・田舎祇園・牛の祇園】

六月十五日は祇園の祭日であり、この日を「田舎祇園」とよんで休息し参詣するところが多かつた。また「牛の祇園」といつて牛を洗い、牛とともに参詣する風もあつた。

〔六月十五日は祇園祭りにて牛馬為安全氏神境内之於祇園社二社人神楽を奏シ、村中銘々麦初穂ヲ持参り御札守を受歸り休足仕候事〕(817)

〔六月十五日、田舎祇園と号し村中休足仕候事〕(16-12)

〔牛之祇園 六月十五日ハ牛之祇園と申、牛を洗ひ地下小社へ牛を牽參詣仕半日一日休足仕候〕(207)

【巖島・管弦】

安芸宮島の巖島神社で六月十七日の夜に行なわれる祭礼が管弦祭であり、神輿を船に安置し、海上で管弦を吹奏して神霊を慰める。防長においてもこの日、各地に勧請された巖島神社等での祭りが行われ、また巖島神社への遙拝が行われる。とりわけ熊毛郡平生湾でのものは大規模で、「おかげん(御管弦)」ともいった。

〔六月〕十七日は野嶋明神船にて神幸有之候、是を管弦と唱へ宮嶋の祭事をうつし候、御神船三艘を吉艘に組、美敷飾り立旗吹貫等神風に翻り水場之沖府見嶋迄漕出し、笛太鼓にて終日神をいさめ奉り候、夕方より数拾艘の迎ひ船数々挑灯をともし連、門々裏々の燈火夥敷候、されハ毎年近里遠境より群參巖嶋之面影ニ御座候〕(91)

〔巖嶋遙拝 六月十七日夜、沖堀口土手え多人数出候て月の出比安芸巖嶋遙拝して、海中へ参銭を投入候を厭ひて住吉之鳥井前に仮に拝所を構へ参銭を船便りに本社に送る、市中には軒挑灯を灯し近在より群集参詣して市中賑ハし敷御座候事〕(92)

【土用(夏)・土用三日】

土用は立夏・立秋・立冬・立春のそれぞれ直前十八日間をいうが、一般には、小暑から立秋までの夏の最も暑いさかり、すなわち夏の土用をさすことが多い。「土用三日」は夏の土用に入って三日目をいう言葉だが、このころは一年で最も暑い時期にあたっており、全国的には衣服や衣類の虫干し(土用干し)、薬湯に入る、薬草を採る、悪疫退散の祈禱を行う、などが行われた。防長においては虫除けの祈禱等がなされるところが多かった。

〔土用過早稲の穂出る頃虫除御祈禱、産神御幣田頭御幸大概祭礼行列二同し、社人地下役人并一村切男女皆供奉して崇敬す〕(11-18)

〔六月土用に入り三日に当る日、中領八幡宮東津巖嶋社田頭を廻り玉ふ、行列には大鼓幟り猿田彦大神御神幣等の物々、御供にハ社人地下役人頭百姓等出勤仕候〕(141)

この例にあるように、田の豊穰は農家にとって重大な関心事であり、村の役人をはじめ村人が総出で御神幸に同道した。他にも、風鎮・五穀豊穰の祈禱(1410)、牛馬祭り(1412)などがなされた。虫送りについては後述する。

【六月晦日の行事】

《なごし・さばらい》

六月晦日は一年の折り返しの日に当たり、「秋へすりぬく日」(163、166)、「秋へすがぬく日」(167)といういいかたもある。この日には祓(はらえ)を行うところが多く、「水無月の祓」、「夏越(名越)の祓」といった。牛馬の守り札をいただいたり、茅の輪くぐりが行われるのもこの日である。またこの日を節日として単に「夏越(名越、苗越)」とよぶことも多かった。

中国地方から九州にかけては、この日に牛馬を使わず、海浜や川で洗ってやる風が広く行われており、それを「さばらい」(さはらへ、さはらい、さばら、すはらい、早蠅払、早蠅祓、逆蠅払、逆蠅祓、麻祓)とよぶところも多い。その際、牛馬は稲葉や胡瓜の葉で洗ってやり、藻草を牛の角につけて連れ帰るところもある。また小麦団子を作り、近隣に配ったり牛に食わせたりした。

〔六月卅日は夏越として牛馬を川へ連行稲葉をもつて洗ひ申候、端午夏越に牛を不遣、若誤て遣ひ候時は其村凶事有とて是を制申候〕(153)

〔夏越之祓迎朝潮二牛馬を海へつれ行、潮にて洗ひ藻草を角にまとひつれ帰り、尚農家にて牛の団子迎麦団子を拵へ隣家因先へ取遣り仕候〕(58)

〔六月晦日、苗越として川にて牛を洗ひ、小高き所へ繫、草にて飼、名越より内は牛を高き所へ不繫、名越には高き所へ繫く、其故は名越より内高き所へ繫ば、牛荒田を見て勢力を失ふ、植満を過キ高き所へ繫ば、牛勢をますと也〕(167)

〔六月晦日さばらいとして所々小社にて社人夏越之祓ひ執行致シ、村中牛馬を川にて洗ひ連参り牛馬御祈禱の札守を請、駄屋之口へ張置申候〕(119)

《茅の輪(ちのわ)・菅ぬぎ(すがぬぎ)》

茅の輪は茅(ちがや)などをたばねてつくった大きな輪で、この日、水無月の祓の病氣・厄除けのまじないとして鳥居などにかけて、人々がぐぐった。いまなお多くの神社等で行われている行事である。

〔六月〕晦日名越として休日、牛馬を海川へ連行洗ひ候、氏神へ参詣すかぬぎと申茅の輪をくゞり候〕(198)

〔諸所神社の拜殿に茅の輪を造り、諸人参詣是をくゞりてみそぎをする心也、(六月)晦日二有之〕(201)

《牛の節句・牛馬の正月・牛の泥落し》

この日は、牛にとって大いに安楽な日であったから、「牛の節句」「牛馬の正月」「牛の泥落」といういいかたもあつた。

〔此日(六月晦日)を牛の節句として牛飼子供之分計遊び申候〕(613)

〔六月晦日を牛馬之正月と号し牛馬を川入仕候〕(813)

【風鎮】

風鎮の祈禱は、大風の災害が起きやすい日とされる二十十日(にひやくとおか。立春から数えて二一〇日目に当たる日。旧暦では七月後半から八月にかけて)の前、実際には六月末から七月の盆前後にかけて行われることが多い。稲が伸び、開花する時期にあたっており、大風を警戒して祈禱が行われた。とりわけ周防部では、室積(現光市)の

杵崎様が風鎮の神として名高く、広い地域で杵崎様に火を奉るとして近所の高山に松明を持って登り、これを「杵崎火」といった。夜いつせいに各地の山頂で火が焚かれる様子は印象に深い風景だったという。

長門部では、諸所の神社で祈禱や通夜が行われた。

〔六月末方七月上旬之比風鎮之祈念として在所々々之高山ニ松明火を持登り、太鼓を打安全を祝し諷ふて踊を旧例とす、是杵崎大明神風鎮之守護神とて、此火を献する故に此火を杵崎火と申候〕（718(1)）

〔風鎮御祈禱二百十日前地下役人中、八幡宮御社え夜中相籠り通夜仕候〕（709）

【昼休み】

田植えが終わり、暑くなると、農家では「昼休み」と称して一時間ばかりの休息や昼寝をすることが多かったようで、そのことを「昼休み」とよんだ。おおむね八朔ないし秋の彼岸ころまでであった。

〔六月節入頃より七月末方迄昼休と唱へ日中半時計休息仕候〕（810）

〔植付等相済炎暑之節ハ昼休ミと号日中暫く休息仕候〕（178）

【虫送り】

梅雨が終わり暑い時期になると、稲の害虫の発生が懸念されることから、さまざまな虫送り行事や祈禱などが行われた。農耕儀礼については別稿とするが、ここでは虫送りのいくつかの例をあげておく。

虫送りは、藁で人形を作り（多くの場合、サバア様やサネモリ様とよばれる）、これに害虫を封じこめて行列の中心とし、鉦や太鼓を打ち鳴らしながら、村々を廻って最後にその人形を川や海辺まで送るのが一般的なかたちであった。幾つかの村にまたがって行われることもあり、その場合は人形が自分の村に送られて来次第、次の村へと送り出

した。人形を村にとどめると、虫が村にとどまって害をすると信じられていたからである。

《藁人形に、実際に害虫を封じ込める例》

〔田に居候虫を取、藁人形之側に結付下谷村迄おくり出し申候〕(47)

〔六月土用中虫送と申騎馬の武者人形式ツ拵らへ、真言宗の僧五人集り祈念仕、村中昇步行候へ八里人青うちぼう虫の類をとり、彼馬の腹へ入鐘太鼓を打名田嶋存内の内向山迄送り行申候〕(411)

《村々を送り継ぐ例》

〔虫送とて藁を束ねて騎馬武者の形を作り、赤旗白旗を立、於善福寺点眼施餓鬼地下役人集会諷經相濟、道中鉄砲などはなち波野村え送る、波野村亦然り、於仲光寺施餓鬼を勤め小川村え送る、小川村亦然り、左候て其末ハ四馬神村宮ノ腰と申地之川端え持出捨置之〕(311)

七月

〔七夕〕

葉竹や笹に短冊を結んで星を祭る、いわゆる七夕の祭りは寺子屋の子供たちや女の子を中心に行われたようであるが、正式な祭式として行われたところもある。使われた竹や笹は、祭りの後海や川などの水辺に流されたようである。

〔七月七日(中略)、女兒ある家ハ竹葉に赤黄白青紙等にて短策を造り、たなハたの歌を書付、扇桐の葉などを付て六日の晩より提灯を挑け、町並の家にハ軒に立置事也、是もと棚機姫の神を祭て女巧を埒り、織縫の業にさとからしめんが為なるべし〕(201)

〔七月七日二は七夕祭と号し長立候者は詩歌を色紙短冊等へ認め笹之葉へ付け、夜中家々之軒へ持出、祭式相調申候て川辺へ持行神送り仕候〕 (7-18(2))

七夕は五節句のひとつであるが、三田尻町では、この日は旧藩主毛利重就の忌日(きにち)。毎年または毎月、ある人の死んだ当日に回向をする日(こと)に当たるため、節句礼がやめになったとの記述がある。重就は寛政元年(一七八九)十月七日に死去しているから七日は「忌日」となる。重就は隠居して以降は三田尻の御茶屋に住んだ。

〔七夕 星祭り仕候もの余り無御座候、(中略) 尤節句礼之儀は毛利重就様御忌日ゆへ節句礼相止ミ今二不勤之行形相成居候事〕 (9-2)

またこの日を、一日に七回飯を食い、七回水浴し、七回親を拝む日として子供たちが水辺に遊ぶところもあった。このいいかたも、小異はあるが全国的なものである。

〔七月七日 休日、此日墓所の掃除に行候、七夕祭りの式一切無御座候、童子とも七度飯を喰七度水に浴し七度親を拝むと申水辺に遊び申候〕 (19-8)

【井戸替え】

この日はまた、井戸の水替えをする日であった。前項でみた七夕の祭式や子供たちの水浴などとあわせ、七月七日は水辺の清め(祓え)と関わるようである。

〔七月七日 氏神旦那寺其外神仏え参りまた井戸替近所打寄り水をかへ申候〕 (5-5)

【墓所掃除】

同じく七月七日は、盆の七日前にあたり、盆の準備を始める日でもあったから、先にみたように、盆にむけて墓の

掃除をするところが多かった。墓の掃除は、七月七日に行うところと、七月十四・十五日の盆に行うところがある。

〔七月七日 極早朝墓所そうじ致し且井をさらへ申候〕(6:21)

〔七月十四日十五日盆仏祭、旦那寺参詣先祖の墓所掃除花水を手向申候〕(19:11)

【盆道つくり】

道筋の修補が村の共同体によって行われたことは前々稿でふれたが、盆前の道作りは先祖の霊を迎える道として、墓場付近や村道の草を刈ったり修繕したりし、とくに「盆道」とよばれることがあった。

道の整備は支配の一環でもあり、庄屋の職務として「往還筋小道迄も(七月)十日迄に作り調之事」等とされていた(山崎一郎「長州藩における庄屋の年中行事」『山口県立文書館研究紀要』第二〇号)。正月にも村役人主導で道作りが行われた例は、前々稿でふれた。

〔七月朔日村中軒別より出候て盆道と号し、往還は勿論枝道迄も造り立仕候〕(7:18(G))

〔七夕 神仏ヲ拝し地下中家別言人宛罷り出道橋等致取繕候〕(2:18)

【盆・盆会】

盆の行事は仏教では死者の供養と解されているが、本来は祖先の供養のみならず、現世の尊属(親)等を祝福する日でもあった。一年を二季に分けて、正月から始まる半年と盆月から始まる半年とは類型的な行事が多く対応し、そのことに当てはめれば、盆は正月の「小正月」に相当する。

《先祖迎え》

盆前に、墓所で先祖の霊を迎える所作を行う風は諸所で聞かれるが、「注進案」では吉田宰判土生村に一例がある。

〔盆ハ精霊祭りとしてさまざまの仏祭りあり、（中略）扱十二日夜明るの比、墓処へ迎ひに行て背をふ真似して我家へ歸るも有りて、家々へ灯籠など灯し、朝な朝な配膳なといと念比に供養仕候〕（157）

《精霊棚（しよつりようだな）・魂棚（たまだな）・水棚・施餓鬼棚》

先祖の霊を迎える場として、盆に、祖先の位牌を安置し、供え物をのせるためにしつらえた棚を精霊棚（生霊棚、聖霊棚）、また魂棚といった。また、この棚には必ず水を供えるものとされ、「水棚」ともよんだ。無縁の死者への「施餓鬼棚」を設けるところもあった。これらの棚は七夕の前後からしつらわれたようである。

〔盆会 七月十四日先祖祭り灯籠精霊棚を釣り、菓物瓜茄子類餅素麴齋非時夜食迄丁寧相備へ候〕（912）

〔于蘭盆会 魂棚を設け蓮葉飯に芋殻箸の備へ衆僧供養〕（911）

〔同（七月） 十四日考妣先祖を祭り初物の野菜等水棚え備、寺参等仕候事〕（816）

〔盆会 七月十四日施餓鬼棚を釣り瓜茄子其外菓物齋非時を備へ灯籠を灯先祖祭り仕候〕（911）

〔七月六日家職早相調、精霊棚を構へ仏供を備ふ、此日を六ヶ日と唱来り候、（後略）〕（313）

なお、それぞれの家の精霊棚の前で菩提寺の僧が読経することを「棚経」といった。

〔盆会之儀、瓜茄子ハ不申及、分限相応之調度を整十三日夕より十四日十五日精霊祭之宮仕候、（中略）夫より寺参等仕候、尤百疋沓ツ棚経之布施トして持参仕候〕（813）

《盆礼》

盆に行われる親戚や知音、近隣などへの「つとめ」（挨拶）や贈答のことを、「盆礼」といった。

〔七月十四日十五日銘々盆会之宮仕、先祖之霊を祭り寺院参詣、盆礼として組合地下知音間勤合仕候〕（819）

《盂蘭盆会（うらぼんえ）・魂祭（たままつり）》

孟蘭盆会は七月十五日を中心に、先祖の霊を自宅にむかえて供物をそなえ、経をあげて行われる仏事で、十三日夜に霊を迎え、十六日夜に霊を送ることが一般的であった。その祭式を魂祭とよぶところも多い。また単に「盆会」という場合、諸宗の寺で行われる七月の法会をいう場合がある。

〔七月十四日十五日盆会二付地下中農業相止メ宮寺参詣地下役向猶親類中知音之先々え盆礼仕、(中略)至夜候へは先祖之墓所え灯明を上ケ朝暮参詣、家内二於てハ飯二魂棚を釣り先霊を迎へ灯明霊膳等を備へ懇二祭之、十六日之朝家々より海辺え出送申候〕(12)

《生身魂(いきみたま)・刺鯖(さしざば)》

盆には、生きたみたまも先祖同様に拝む風があった(生盆Ⅱいきほん)。両親のそろった者が、盆に親をもてなす作法を生身魂という。また、そのときの食物や贈り物をもいう。他出した子らも集まり、親に食物をすすめた。その際は、精進料理でなく、贈り物にも塩味、とりわけ刺鯖を使うことが多かったようである。刺鯖は鯖の背を開いて塩漬にし、二枚重ねたものを一刺とした乾物で、生身魂の式の膳に供したり、盆の贈答に用いたりした。

親の現存するものと、すでにないものとは盆行事の作法を異にすることが各地に知られるが、「注進案」の記述からそのことを具体的にうかがうのは困難である。

なお、次の二例目にみえる、七月十五日をもって「一歳の中を祝し」という表現は、一月十五日を一年の起算日としており、盆と正月を対比させる意味で興味深い。

〔七月〕十五日ニハ生身魂之式とし休息して親類中之息災を祝し申候〕(18(1))

〔中元 七月十五日一歳の中を祝し、廉有者ハ差鯖を給へ氏神詣て町内礼廻り仕候〕(92)

なお、刺鯖は、七夕にも食べられた例がある。

〔七月七日五節句の日なれば刺鯖を膳に付て祝ふ〕(20.1)

《精霊送り》

多くは七月十六日、盆に家に迎えた先祖の霊を送り帰す儀式をいう。送り火を焚いたり、麦藁などで作った船に供物などをのせて海や川に流したりするのが一般的であるが、一方、精霊送りと称して墓所に参る例や、供え物を川へ流して墓所へ参詣する例もみられる。

〔七月〕十六日暁ハ諸家之儀は精霊送りと号芋柄蕎麦等にて船を拵へ、瓜茄子其外野菜備物送り団子と号シ、小豆餅抔拵へ蓮の葉え入船二乗せ最寄之川え流候、真宗之儀は聖霊送り不仕〕(20.8)

〔同（七月）十六日聖霊送りと申墓所へまゐり申候〕(14.11)

〔七月〕十六日ニは精霊送りとて霊前の備物を川え流、銘々墓所え参詣致し〕(16.4)

《盆踊り》

盆踊りは、一般的には盆に迎える祖先の慰霊のための踊りといわれるが、それだけではなかったようで、上関宰判の諸村では、盆踊りの理由について、「稲の実りを祈る、ないし寿ぐ」ことをあげており、小正月の予祝行事とよく対応している。これらに農休みのひとときを楽しもうとの気分も盛り込まれて、次第に娯楽性の強いものとなつていたようである。

〈豊作祈願を盆踊りの理由とするもの〉

〔盆前後村中之若輩稲之実入を祈るとて所之寺庵ニ於て灯籠を灯し太鼓を打ち輪踊りをなし候〕(5.3)

〈娯楽性に関する記述〉

〔盆踊若キ男女共太鼓ヲ打歌をうたひ小村々々寄り集り、手拭にて頭ヲ包み終夜踊り候を年中之楽ミと仕候〕(一)

〔七月七日の夜より村中若きもの相集、盆踊りと申おかしき歌を謡ひ太鼓を打御ぬぎと申踊りを仕候〕(一七二)

〔所により候ては盆踊とて夜中寄り集り輪踊仕、手を打謡ひ戯れ候、是は春の耕より植付草取等炎暑の苦ミを凌ぎ、暫し手透の時故艱苦を忘れ太平のあり難き御代を歎ひ楽む業と相見、古来より諸方にても仕事の由承り候〕(一九二)

そのせいか、「注進案」の提出時期にあたる天保十三年(一八四二)に当局から風紀引き締めの意味で禁止の沙汰が出ており、そのことに関する記述も多い。人々の大きな娯楽を禁止したことは混乱を生じたようで、そのことがわかる記述もみえる。禁止の沙汰は本藩領だけでなく、給領地にも及んだ。

〔七月〕十六日夜中男女輪踊仕来り候処、天保十三寅年より御沙汰筋二付て相止メ申候〕(二一・一九)

〔七月〕十四日五日両日(中略)、少壮之男女ハ打寄り盆踊とて太鼓を打手拍子を揃へ踊り来候処、此度御改革ニ付盆踊差留は込入申候〕(一五・一三) * 「込入」は混乱する、もつれるの意であると思われる。

多くは神社や寺の堂や境内、校庭、公園などで歌や太鼓に合わせて手を叩きながら円陣をつくって踊る(輪踊り)形のもので、「思案橋」「国府節」などがくどかれた。仮装をする例もいくつかみられる。

〔盆踊 七月 夜中宮寺へ集り銘々姿をやつし輪二ならひ音頭取四五人先二立、人別太鼓を五ツ拍子二擲き思案橋を諷申候事〕(九・二〇)

〔十四日五日少年の男女異形出立太鼓を打諷ひ盆踊ス〕(一一・一八)

また、盆踊りがその年の豊凶により、定例でなかった村もある。これは盆踊りが祖先の慰霊だけの意味でなかったことを物語っているよう。

〔盆踊俄踊八夜中宮寺へ集り仕来り候へとも年の豊凶により定例の儀ハ無御座候〕（1811）

踊るのは若者が多かったようだが、とくに制約はなかったようである。

〔七月〕十四日十五日之晩ハ墓所に火を燈し候者も有之、惣て仏祭り仕候、十四日晚ハ盆踊と号し（中略）手拍子にて踊申候、踊数寄之者ハ六七拾才ニ相成候ても男女共に踊申候〕（14）

【盆節季（ぼんせつき）】

七月の盆前に貸借や掛け売りの決済をする時期を設定した場合、歳末の「節季」に対して「盆節季」とよんでい

る。

〔七月十二日三日を盆節季と唱へ、吉田市中は取引仕、在方ハしからず〕（161）

〔盆節季 七月盆前商家之者貸売十三日切取引仕候〕（209）

【中元・盆前歳暮】

七月十五日、すなわち中元に贈答を行う作法は本来のものでなく、正月同様に祝儀を述べ、挨拶をしあう「つとめあい」が本来のかたちであったとみられるが、盆には親戚の位牌回りのつとめあいをしたり、先にみた「生身魂」にともなう贈りものの風もあったことから、先にみた「盆礼」のうち、贈答の部分が「中元」の名をもって一般化したものとみられる。

〔七月盆会（中略）十五日ニは所謂中元之佳儀にて正月同様ニ懇意間祝詞を述合相勤申候〕（21-19）

〔中元には近親類親方先等えハ素麵杯を遣し、寺社参詣位牌参りと号し仏前え参り候者も御座候〕（164）

この贈答を、「盆前歳暮」とよぶ例がみられることも、「盆節季」とならんで、盆を正月と対比する好例となろう。

〔盆前歳暮として西瓜素麵杯取遣致〕(91)

【柱松（はしらまつ）・牛灯（ぎゅうとう）】

柱松は盆のころに行われる火祭りで、高い柱の上に柴などをジョウゴ状に束ねてとりつけ、下から火のついたたいまつを投げて点火させ、その早さを競った。祖霊の追善の一形式であるともみられるが、前大津宰判周辺の諸村では牛馬安全の祭りとしての意味を強くしており、「牛灯」ともよんでいる。

〔注進案〕に柱松（牛灯）の記述があるのは、熊毛宰判岩田村、同三丘之内安田村、前大津宰判三隅村、同瀬戸崎村、同深河村、同渋木村、同真木村、当島宰判三見村の八か村である。長文であるが、熊毛郡岩田村の例をあげる。

〔此日（七月七日）より十五日迄の間無縁法界聖霊え追善のためとて柱松と申物を立候、是八十四五歳已下之子供所々にて拾人式拾人程づゝ組を拵、家々にて半紙竹の切等を貰ひ集、上戸の如くわたり式尺余も有之候籠を作り、杉又ハ大竹にて五六間より七八間程之柱を立、其上え右之籠を結付、又其上え五色にて白紙にても梵天聖靈御休足所と書たる旗に五色之ぼんてん幣など立、三方えひかへ綱を張、是えも五色之幣を付、河原又野山之端二人家離れたる所え立置、古竹又ハ枯木之小枝等にて長吉尺計り二八九寸廻り位之明松を拵へ、式尺位之緒を付、此明松二火を付テほうりあげ、右之籠え打込ミ候を手柄といたし候、兼て右籠之中えハ藁のはかま藁殻（イカヲ）枯松葉之類、火の付安き物を入置、此籠を焼候を限り仕舞候事故、毎度大勢之子供振廻しほうり上ケ候、明松の人違ひ飛違ふを遠目二是を眺むれば、名におふ宇治の蛭合戦と（も）かくやと思ふ計りの形勢二御座候、往古何を抛としてかゝる事を始しやらん、当村二ハ不限隣村二もそこ愛二有之候〕(713)

盆の火祭りが牛馬安全の祈願と習合する例は、徳島県の「牛打坊」の行事にもみられる。寛文十二年（一六七二）をはじめ近世に何度か西日本をおそった牛疫による牛の大量死と関わるかとも思われるが、いま詳細を明らかにし得ない。

【二百十日（にひゃくとおか）】

↓六月の【風鎮】の項参照

【敷入り・野父入（やぶいり）・宿下り（やどさがり）】

一般的には正月と盆の前後に、奉公人が主人から暇をもらって実家に帰ることをいうが、防長の場合は、出代わり時に、継続して雇用される者が休息として親元に帰ることや、盆に暇をもらって遊び歩くことも「やぶいり」といっているし、農家の場合、多くは春と田植え後（作上り≡つくりあがり）と収穫・混納後（秋上り≡あきあがり）の三回、親元に帰ることもこう呼んでいるようである。それぞれの「やぶいり」に呼び方がある村もあった。

奉公人の出代わりについては十二月の【出代り】を参照。

〔野父入 同夜（七月十六日）野父入とて下女下男など主家に暇を乞ひ受、遊び歩くもの御座候事〕（96）

〔春分七日、作り上り、秋上り七日程あて、奉公持の者親里へ敷入と号し滞留仕り候〕（181）

〈麦熟し〉 四月麦熟しとて婦人など八身元へ行、下男下女八宿下り五六日休息仕候、（1916）

〈泥落し〉 植付済ミ村々申合せ一日惣休ミ下女下男は泥落しとて宿下り五六日休息仕候、（1916）

〈埃り落し〉 当月（九月）混納済せ候て埃り落しとて男女宿下り仕五六日休息仕候、（1916）

八月

【八朔（はっさく）】

八朔（八月朔日）は「田の実（たのみ）の節句」「頼母（田面）（たのも）の節句」ともよばれ、豊熟を祈願する作頼みの性格と、日ごろ恩顧を受けている主家、すなわちたのむところの人に進物を贈って関係を強める社交行事とし

ての性格があり、村役人などへのつとめ（挨拶）等をおこなって休息するところが多かった。

またこの日を「後の雛」とよび、土や米粉で人形を作つて飾つたり、女の子の生まれた家に送る風もあった。

〔田実八朔〕今日五節句の外の重き祝日にて農家にてハ別して年穀の實りを賀する心有べし、又女兒出生の家へハ素焼の土人形を造り祝する事上巳ニおなし（201）

〔八朔日之祝儀として地下役人中御仕成之百姓中、御給主様御屋敷え御祝詞之御帳被仰付候ニ付罷出申候〕（202）

〔八朔 八朔日たのもの節句とも申候て廻礼あり、娘子持たる家にはたのまるゝの義にて米の団子にて色々の頼母人形を拵へ、三方に是を飾り心祝ひ仕候事〕（206）

〔田面八朔後の雛と申一日休足仕候、女子出生之家へは泥人形を遣し祝申候〕（209）

理由は不詳だが、この日の朝食は茅の箸で食べるところもあった。

〔八朔朝日の朝飯は大抵茅の箸にて給べ申候〕（2119）

【灸すえ日】

↓二月の同項参照

【出代り（半季）】

奉公人が雇用期限を終えて入れかわることを出代わり（出替わり）という。奉公には一年契約と半季契約があり、半季の場合は七月〜九月に更新されることが多かった。奉公人については、十二月のところで後述する。

【中秋名月・芋名月】

中秋（秋の中日、すなわち八月十五日）は満月をめぐる日であるが、「注進案」での名月の記述は一例のみである。当島宰判河島庄では、中秋の名月を「芋名月」ともよんだ。この日は氏神の祭礼にあてている村も多かった。

〔中秋名月 今日世俗芋名月と号し、又御祭始と称して濁酒を造り煮染鱸などを調へて神に供し先祖の神霊えも備ふ〕（20-1）

九月

【重陽の節句】

九月九日は五節句の一つ重陽（ちようよう）の節句。陽数（奇数）の極である九が重なるところからの名で、「重九（ちようきゆう）」ともいい吉日とされた。この日は邪気を払い長寿を祈念して菊酒を飲むとされることから「菊の節句」ともいい、また「栗の節句」ともいった。

氏神の祭祀にあてている村も多く、その場合は休息日となったが、そうでない村は、農繁期でもあり、休息やつとめあいをしないところも多かった。

〔九月九日、重陽の賀迎陶ニ菊の花をさし酒汲ミ候家も有之候〕（6-12）

〔九月九日菊の節供又八栗の節供と号して栗飯をかしき神棚へ備へ、祖先の神霊えも備へて祝ふこと也〕（20-1）

【氏神祭礼・小祭（こまつり）】

九月はまた、村々の氏神において秋の祭礼が行われ、また村にある小社で、小村ほどの単位やさらに小さな単位で祭り（小祭）が行われる月であった。氏神祭祀や小祭が、社会的には人々の「つとめあい」の場の意味をもち、「無音ほどき」の絶好の機会でもあったことは、前々稿においてみたとおりである。

十月

【亥猪・亥のこ(いのこ)・農神家へ帰る】

十月、いわゆる「神無月」においては、神社や神主に関係のない生産呪法や仏教行事が多く行われた。

いのこは武家にも民間にもひろく行われた十月亥の日の行事である。農村ではいのこ神は田の神、農祭神とされ、この日は田の収穫祭の意味あいを有していた。農神は三月の節句に田に出、この日をもって農神が家に戻ると考えられていたようである(徳地宰判堀村)。(三月【農神苗代へ出る】参照)

いのこは特に西日本に盛んで、防長にも数々の行事がみられる。大略は、餅を搗き、神や白に供えて贈答し、子供たちは丸い石に綱をたくさん取り付けて持ち、家々をはやしながらかつき回る、といったものである。

次表の注4の今浦開作の例(169)にもみえるように、地面を突きながらはやすのは生産・多産の呪法の意を含んでおり、正月の成木責めに通じる意があろう。

【炉(ろ) あけ】

また、いのこの日をイロリやコタツを開けて使い始める日とする風は広く行われたが、「注進案」では一例のみである。この日に開けると火の用心がよいという。

〔此日炉を明候得は火用心宜敷とて明ヶ申候事〕(92)

【成道忌(じょうどうぎ)】

十二月八日、釈迦の成道(菩提樹の下で悟りを開いたこと)をさす()の日を記念して行う法会をいう。大島宰判の二村にみえるが、具体的な記述はない。(12)(218)

【十夜（じゅうや）】

十夜は浄土宗で、十月に営まれた念仏法会（十夜法要）をいい、本来は十月五日から十五日までの十日十夜にわたったが、十月十四日ないし十五日に短縮して執行される場合も多かったようである。

〔浄土宗ニは十月十夜とて十日宛法会并説法等相勤老幼男女参詣仕来候事〕（1523）

〔十四日十夜といふ、浄土宗寺院説法有之、門徒之者法謝を持寺参仕候得ば膳を出し申候〕（159）

【達磨忌（だるまき）】

禅宗で、始祖達磨大師の忌日に行なう法会をいう。忌日は十月五日であるが、十月二十五日の記述も見られる。

〔同月（十月）五日達磨忌当村一統禅宗而已ニて此日旦那寺え参詣仕候〕（313）

〔禅家達磨忌十月四日、（中略）いづれも寺院ニて一七日宛説法有之、老幼男女参詣致候〕（157）

【御命講（おめごう）】

日蓮宗で、日蓮の忌日である十月十三日に行なう法会をいう。

〔法花宗御命講十月十三日、報恩講十一月廿八日いづれも寺院ニて一七日宛説法有之〕（157）

【誓文払・誓文開（せいもんばらい、せいもんびらき）・エビス講】

誓文払は十月二十日に商人たちが、平素、商売の駆引き等によりついた嘘の罪を払い、神罰を免れんことを乞うた行事をいうが、転じて商家が日常の罪ほろぼしのため、この日に商品を格安で売り出したり客にふるまったりするようになった風習をいう。エビス講ともいい、月遅れで行なうところも多かった。

〔十月二十日 蛭子講誓文開と号し蛭子社へ参詣仕、問屋中買店屋船持中師ニ至迄、都て商事ニ携もの八繪を拵へ家内ニて酒

飯給心祝仕候事」(6・18)

〔十一月廿日〔当時十五日〕商売仕候家々商の神を祭り、神酒洗米鏡餅等相備へ、兼て得意の売先えハ餅を配、或ハ相招候て酒肴を振廻候者も有之、是を誓文弘とも相唱申候事〕(20・1)

十一月

【初子(はつね)】

十一月の最初の子の日をいう。この日商家では大黒天をまつり祝う風があった。

〔大黒祭り 十一月初の子ノ日をはつ子とて、家々毎に子ノ刻黒米に黒大豆を入れて飯を焚舂に入置、二股の大根を添て右の二品を大黒天に備へ祭り、家内にも相伴して福德を祈る習せにて御座候事〕(9・6)

【冬至】

冬至は昼間が最も短い日であり、旧暦にあつて太陽の運行をもとにした二十四節気のひとつである。この日にカボチャなどを食べ、柚子湯にはいる風は現在広く行われているが、「注進案」にはそのことに関する記述はみえない。

この日はもっぱら寺子屋の師匠につとめ(お礼)をする日のひとつであり、この日の礼物を「豆腐料」とよぶところが多い。この日に豆腐を食べる風があったものと思われる。師匠の側でもこの日は手習い子たちを集め、食事をふるまい、大いに遊ばせる風があつたようである。

〔手習子屋之義は年始二餅一重百疋二、五節句二八百疋二、春分肴一折、冬至二は米并豆腐料トして少々、歳暮二ハ酒肴其外銘々氣附を以身分相応師家へ勤来候〕(17・10)

〔冬至 寺方二は冬夜とて夜昼に師弟双方馳走致し合、寺子屋二は十一月中二一日手習子を呼び鹿菜にて夕飯を給させ、子供

ハ祝義持参終日戯れ遊び申候事」(9:2)

【御取越（おとりこし）・報恩講（ほうおんこう）】

《御取越》

浄土真宗の門徒が、報恩講（次項）を繰り上げ、事前に各自の家に旦那寺を請けて行うことを御取越という。小身の者は寺に齋米少々を持参して執行してもらった場合もあった。早いところでは、八月九月には始まる。

〔「当村ハ都て真宗にて、開山の法事を御取越といつて、家々の仏檀にて師坊を招き、報恩講に先達て相営み申候」(16:15)〕

《報恩講》

祖師・先師の恩に報いるためにその忌日に行なわれる法要をいう。ことに浄土真宗では大きな年中行事となっており、親鸞の忌日である十一月二十八日に親鸞忌の法要をおこなった。「御講」ないし「お七昼夜」ともよび、七日前から七昼夜にわたって仏参し、二十八日は下男下女にいたるまで休息するところが多かったから、いきおい他宗の者もこの日を休日とし仏参したようである。

〔十一月廿八日報恩講とて真宗之部ハ不残休足いづれも仏参仕、其日ハ旦那寺ニ御齋有之、米壹升宛持参寺ニて齋賄出候〕(9:15)

【誓文払・エビス講】

↓十月の同項

【藁箒祭り（ふいごまつり）】

十一月八日に、鍛冶屋や鋳物師など、ふいごを使って仕事をする職人が、稲荷神または金屋子神を祭り、ふいごを

清めて祝う行事をいう。一例のみ、鍛冶職の者がその職祖神（金屋子神）に対して祀っている記載がある。

〔橐籥祭 十一月八日鍛冶職之者祖神へ神酒杯を備へ、其手間之者を呼ひ祝ひ祭り候事〕（92）

十二月

【川渡り】

十二月一日に川の水に尻を浸し、また、餅（川渡り餅・川浸り餅）をついて水神に供え、水難よけや豊漁を祈る水神祭をいうが、「注進案」では水神をまつるおもかけは希薄である。もっぱら餅を搗く、食べる日として記され、この日にはそのための餅を売り歩く者もいたようである。

県内では、毛利家の故事にちなんだ説明も見られ（左の二例目や下関市住吉神社の河渡祭など）、毛利氏の故地である芸州の「芸藩通志」にもみられるが、十二月一日に川渡り餅を食べる風は全国的なものである。

〔川渡り（中略）寒気之節故餅を給へ候得は川を渡り候てもこゝへぬと申習ひにて買餅牡丹餅杯を給へ候事〕（92）

〔十二月朔日、今日はむかし戦国の時代御当様御先祖様石州郷の川を御渡り被遊、御勝利有之候日之由申伝へ、於民家にも神棚へ神酒を備へ五節供同様に祝ひ申候事〕（901）

ちなみに、「芸藩通志」の記載は以下のとおりで、広島島の菓子「川通り餅」の由来譚としても知られる。

「十二月朔日 市井の人、餅を食ふ、郡民もまた或はしかず、是を川通餅と称す、或は膝塗餅ともいふ、是を食へば、水を涉りて倒れずといへり、

高田郡、俗伝、貞治五（一三六六）年十二月朔日、毛利師親、石見国の戦に、江の川を渡る時、石一つ帯に止る、先登して、戦ひ利あり、因て神異なりとして、石を八幡の神殿に納む、これよりして、毎歳此日を賀し、餅を石にたぐへ

て、川通り餅と称す、遂に通藩の風となるといへり」〔芸藩通志〕巻四 風俗)

「靈石 相合村八幡宮にあり、伝云う、觀応貞治の頃、毛利師親、石見江川、先陣の時、此石、鐙の袖に入り、遂に川を渡るを得、因て異として、神殿に納むといへり」〔芸藩通志〕巻六十七 安芸国高田郡五 古蹟名勝)

【煤払い(すすはらい)】

正月を迎える準備として歳末に行う大掃除をいう。奉公人などが新年に間に合うよう里帰りの日数を考慮し、十二月十三日を定日として行われるところが多かった。この日はまた正月の準備を始める事始めの日でもあった。

〔十二月十三日ハ正月事始煤払ひ、今夜より年徳神へ御饌御酒を備へ初る〕(1118)

【出代り(でがわり)・奉公人市】

近世の武家・商家・職人・農家への奉公人は、一般に下男・下女と呼ばれ、他にもたくさんのよびかた、表記がある。「注進案」にあげるものは、下男・下女のほか、下人・召仕・奉公人・家子・僕・奴僕・家僕・下僕・奴卑・僕婢・童僕・抱置之男女・傭立之男女・傭人の奴婢などである。

奉公人が雇用期限を終えて入れかわることを出代わり(出替わり)という。奉公人には一年契約と半季契約があり、一年契約の場合は十二月十三日に出代わり、半季契約の場合は、周防部では下女が七月十三日を出代わり日とするところが多く、長門部では八月二日・二月二日が下男、九月五日・三月五日が下女の出代わり日とするところもある。また奉公に入ることを先大津宰判では「庭入」といつている。

出代わりにあたっては「離盃(離杯)」が交わされることがあり、奉公の対価として「恩給」「給米」「仕着せ(時候に応じて主人から奉公人へ衣服を与えること)」などが与えられた。

〔十二月十三日ハ一ヶ年限雇立之男女出代り之儀ハ村中一統にて給米算用等相済有合之肴を以離盃等仕来候〕（151）

〔出代りの儀ハ十二月廿一日比より入込候を庭入と申し翌年十二月十三日まで相勤申候〕（181）

〔男女恩給吉年切奉公持之者出代り十二月廿六七日、恩米吉石五六斗より式石五斗位、又ハ男恩米吉石八斗、錢ニして百六拾目位、村ニ寄り差別御座候、其働ニ寄遣し候、女ハ四季四枚之仕着せ是又其働ニ応し遣し候〕（207）

徳地宰判島地山畑村では、出代わりに先だつて、出入りする奉公人たちが買ひ物をする市が立ち、「奉公人市」とよんだことがみえている。奉公人の休日については、七月の【敷入・宿下り】を参照。

〔同（十二月）十二日市を奉公人市といふ、出る人入人皆市ニ立て身の程々の買ものをなして茶店にて酒など汲相、暮を限り二住家へ帰り〕（119）

【歳暮】

年末に贈答する物や、贈り物をもつてする年末の挨拶をいう。近親者や旦那寺、また寺子屋の師匠に自家製の茶、たばこ、牛蒡・人参等の野菜や米、酒肴などを贈った。

〔歳暮之儀は親類其外不遁者之間作り立之牛房人参又ハ茶煙草等にて勤合事〕（19）

〔手習子屋之儀は（中略）、歳暮ニは酒肴又ハ牛房蛤其外銘々気付を以身分相応師匠へ相勤申候〕（73）

【節季候（せきぞろ）】

「節季候」は十二月の朔日に、穢多・宮番・茶洗の人々が異装をして、門ごとに米や麦をもらい歩いたことをいう。各村の記述を総合すれば、十二月朔日に早朝から笠にシダやウラジロを挿したものをかぶつてやってきて、「節季候、金そろ、大判小判や壺歩に丁銀、豆板あなたへそろりやそろつ」と祝言を述べたり、煤払いの故事を述べたりして米麦を乞うた。

【齋満市（さいみていち）・暮の市・年の市】

中世において三齋市、六齋市のような毎月の市があつたが、その最後のものという意で「さいみて」とよんだものであろう（「みてる」はなくなる、終わりになるという意の防長の方言）。とくに年末のものについてこうよぶようである。同様の市に「暮の市」「年の市」がある。

〔市中毎月朔日八日十六日廿四日四齋の定市あり、入梅前あるひ八師走廿四日の齋満市（月四齋の市此日に至りて満する義也）殊に市立多く、其故ハ入梅前ハ田植中の農具より諸用迄を用意し、暮分ハ年頭歳暮の諸式の物整置んと也〕（1611）

〔冬ニ至り候ては師走廿五日齋満と号し定市立、銘々手職に相調候物々、矢半弓手鞠等売買、年頭歳暮之諸用を整候事〕（1617）

〔年の市 同廿四日より晦日迄定市にて日々諸在より正月之飾りもの、其外歳暮物など売買之人出多、市中商ひ繁昌して賑ハしく御座候事〕（96）

以下、月別の記述になじまない事項について述べておく。

【正五九月（しょうごくがつ）】

正月・五月・九月は身を慎む忌み月とされ、またそのことを受けて、正月・五月・九月の三回、同じ祭事を行う風があり、そのことを「正五九月」といった。「注進案」にみえる祭事は荒神祭、漁祭り、蛭子祭、日待、氏神通夜、秋葉講、殿様祭り、立願解（五百度参り）などである。

〔正五九月三ヶ月ニ三度漁祭蛭子祭トして漁人休息仕、船頭舸子共乗組中蛭子社近所ニて穩便ニ酒杯給候〕（111）

〔正中頃より末には日待と申、組合近方打寄社司など申請通夜仕候、正五九月と申候へ共五月ハ農事にて無暇、九月ハ区々にて太抵正月のみに御座候〕（2111）

【国恩祭・殿様祭・武運長久の祈祷】

「注進案」の時代において、藩主を称揚し、その武運長久を祈る祭りが各地で行われ、「国恩祭」「殿様祭り」あるいは単に「御武運長久御祈祷」等と記されている。記述は大島宰判、上関宰判、三田尻宰判に偏し、熊毛、小郡、吉田、美祢、前大津の各宰判の数村においても記載がある。おおむね大島宰判では「御武運長久御祈祷」として二月に、上関宰判では「御国恩祭」として三月に、三田尻宰判では「殿様祭り」として一月に行われているが、八月に執行されたところもある。

大島宰判では各村の氏神に地下役人が出勤して行われ、政治的・支配的な祭事だったことが想像されるが、他地区において支配者の関与をうかがわせる記述はなく、詳細はいまのところ明らかにしえない。

〔御武運長久御祈祷〕御武運長久御寿齡万歳之御祭として地浦一統持合之幟ヲ立、神棚え神酒御膳等ヲ備へ、何れも氏神参詣仕地浦役人中出勤、講々より神楽ヲ奏し一日社籠、挙て祈願仕候事（一）

〔国恩祭〕同月（三月）十五日御国恩祭として地町一同申合、挑灯を燈し氏神え参詣仕候、（9-16）

〔殿様祭〕殿様祭り 日限不定、大概春分神主え御武運長久之神勤相頼、御国恩冥加を悦ひ米銭貫キ合夕飯給申候事（9-20）

【庚申待】

干支の庚申（かのえさる）にあたる日の夜に行う祭事で、多くは庚申講中において家々を輪番に回って行う。山伏や社人を請うて祭事を行うところもあったが、多くは酒食とともに夜明けまで歓談することに重きがおかれたようである。

〔庚申待 庚申の日小豆飯を焚き神へ備、懇意の者など打寄深更に及ふ迄咄し杯して幸ひを祈り申候事〕（96）

〔年二六度宛庚申待之儀ハ講中之者米式合五勺宛持寄り神酒御供を備へ終夜物かたり仕来り候〕（173）

【廿三夜待】

毎月二十三日の夜、月の出を待つて拝する、いわゆる月待ち行事である。この日の月（下弦の月）は深更に及んで出るの、それを待つて拝し、朝まで酒食や長話などを楽しみながら過ごしたようであるが、「注進案」には具体的な記述はなく、吉田宰判の三か村にその名がみえるだけである。

〔年中御日待庚申待廿三夜待地神祭りなどとして、錢拾式文位米式合計りも講中寄り集り、社人盲僧など招き神勤相頼、菓子盆飯神酒を戴き候事、此辺の風儀にて御座候事〕（162）

【土用の竈祓・土用経】

防長では、四季の土用に「盲僧」とよばれる盲目の僧が各家を回り、琵琶を弾きながら「地神経」を読誦して竈の祓いをするところが多かった。これを「土用経」ともいった。

〔四季の土用に地神経盲僧銘々の旦那先を廻り候て竈神を祭り、其節洗米灯明を備へ、琵琶を弾き神々の御名を相唱候て折念仕候事〕（201）

〔毎季四季ニハ土用経と号シ盲僧廻在竈を清浄来候、初穂として纒宛の礼物差出候〕（177）

（註）本文中で引用した部分に関わる村の番号と村名は以下のとおりである。

111（大島宰判沖家室）、218（大島宰判油宇村）、32（奥山代宰判宇佐郷大原村）、33（奥山代宰判本谷村）、311（奥山代宰判本郷村）、373（奥山代宰判須川村）、47（前山代宰判中須村）、49（前山代宰判金峯村）、53（上関宰判上田布施村）、54（上関宰判下田布施村）、55（上関宰判波野村）、57（上関宰判平島宰判西方村）、15（大島宰判平野村）、19（大島宰判小泊村）、

- 生村) 58 (上関宰判曾根村) 59 (上関宰判大野村) 612 (上関宰判伊保庄) 613 (上関宰判小郡村) 615 (上関宰判尾国村) 616 (上関宰判室津村・同浦) 618 (上関宰判上ノ関) 620 (上関宰判馬島) 621 (上関宰判佐郷島) 72 (熊毛宰判下久原村) 74 (熊毛宰判原村) 713 (熊毛宰判岩田村) 715 (熊毛宰判塩田村) 718(1) (熊毛宰判三丘之内小松原村) 718(2) (熊毛宰判三丘之内安田村) 718(3) (熊毛宰判三丘之内清尾村) 718(4) (熊毛宰判三丘之内樋口村) 718(5) (熊毛宰判八代村) 84 (都濃宰判久米村) 87 (都濃宰判長穂村) 810 (都濃宰判川上村) 812 (都濃宰判戸田村) 813 (都濃宰判湯野村) 816 (都濃宰判平田開作村) 817 (都濃宰判三井村) 819 (都濃宰判大河内村) 91 (三田尻宰判三田尻村) 92 (三田尻宰判三田尻町) 93 (三田尻宰判東佐波令) 96 (三田尻宰判宮市町) 911 (三田尻宰判向嶋) 912 (三田尻宰判浜方) 916 (三田尻宰判切畑村) 920 (三田尻宰判下右田村) 119 (徳地宰判島地山畑村) 1118 (徳地宰判堀村) 141 (小郡宰判中下郷) 1410 (小郡宰判名田島) 1411 (小郡宰判二島村) 1412 (小郡宰判本郷) 151 (舟木宰判東吉部村) 152 (舟木宰判西吉部村) 153 (舟木宰判萬倉村・今富村) 157 (舟木宰判舟木市村) 1512 (舟木宰判東須恵村) 1518 (舟木宰判小串村・宇部村・川上村) 1523 (舟木宰判吉見村) 161 (吉田宰判吉田村) 162 (吉田宰判末益村) 163 (吉田宰判松屋村) 164 (吉田宰判厚狭村) 166 (吉田宰判宇津井村) 167 (吉田宰判土生浦) 169 (吉田宰判今浦御開作) 1612 (吉田宰判於福村) 1615 (吉田宰判大嶺村) 173 (美祿宰判長田村) 175 (美祿宰判岩永村) 177 (美祿宰判嘉万村) 178 (美祿宰判青景村) 1710 (美祿宰判絵堂村) 181 (先大津宰判日置上村) 1811 (先大津宰判神田上村) 192 (前大津宰判三隅村) 198 (前大津宰判深河村) 1911 (前大津宰判俵山村) 1916 (前大津宰判渋木村) 201 (当島宰判河島庄) 207 (当島宰判・徳山領大井黒川村) 208 (当島宰判山田村) 209 (当島宰判三見村) 2010 (当島宰判川上村) 2012 (当島宰判佐々並村) 2111 (奥阿武宰判嘉年村) 2113 (奥阿武宰判福田村) 2115 (奥阿武宰判江崎村) 2119 (奥阿武宰判徳佐村)